

発第546号
令和3年9月6日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則
(市中流通拠点利用先用)」の一部改正について

今般、500円貨の改鋳を控え、貨幣回送・受払事務の合理化を図る観点から、市中流通拠点を新たに直送場所として認め得ることとするため、「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則(市中流通拠点利用先用)」を別紙のとおり一部改正し、本日から実施することとしましたので通知します。なお、本改正に伴う実務運用面での変更はありませんので申し添えます。

改正後の「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則(市中流通拠点利用先用)」につきましては、本日、本ホームページに掲載します。

以 上

「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則
(市中流通拠点利用先用)」中一部改正

- 4.(5)を削除。